

第3節 取り組みの内容

3.1 基本方針1

市民・事業者・行政の協働により、 持続可能な循環型社会を実現します

わたしたちは、大量生産、大量消費を行うことで物質的な豊かさを手に入れた一方、環境汚染や地球温暖化といった環境問題に直面しています。

地球規模の環境問題が深刻化する中、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、持続可能でより良い世界を目指す国際目標としてSDGs(持続可能な開発目標)が掲げられました。

天然資源の投入をできるだけ抑制し、持続可能な形で資源を活用する循環型社会の実現のためには、正しい知識を持ち自ら行動することが重要です。

市民・事業者・行政がともに行動できるよう適切な情報発信や環境教育の充実に努め、自ら行動できる人や組織づくりを進めるとともに、市民・事業者・行政がともに行動できるような仕組みづくりを進める必要があります。

コラム ふなばし3Rすすめ隊

本市では平成14(2002)年から「リサイクル」に由来するキャラクター「リサちゃん」を活用して、ごみの減量や資源化を呼びかけてきましたが、平成29(2017)年に新たなキャラクター「リデュくん」「リユちゃん」を仲間に加え、ふなばし3Rすすめ隊を結成しました。



3.1.1 情報提供の充実

持続可能な循環型社会の実現のためには、市民や事業者の自主的で主体的な取り組みが必要であり、そのために本市では分別方法やごみ出しルールをはじめ、ごみ処理の状況やごみの減量方法、資源化の方法といった情報を分かりやすく伝えていく必要があります。

本市ではこれまでも広報ふなばしや、家庭ごみの出し方・リサちゃんだより、リサちゃんだよりプラス、粗大ごみの出し方、資源物とごみの分別ガイド、外国語版家庭ごみの出し方簡易パンフレット等により情報発信を行ってきましたが、今後も継続して分かりやすい情報発信を多様な媒体で行います。

令和2（2020）年度に実施した市民アンケート調査では、ごみに関する情報の入手先は、「家庭ごみの出し方」「広報ふなばし」「資源物とごみの分別ガイド」「船橋市ホームページ」の割合が高く、平成30（2018）年10月から配信を開始しているスマートフォン向けごみ分別アプリ「さんあ〜る」の割合は低かったことから、今後も上記の媒体に加えてLINE等のSNSやふなばし情報メール、デジタルサイネージ等の多彩なツールを活用して、年代や国籍を問わず市民が情報を受け取ることができる環境の構築に努めます。

また、事業者に対しても、市ホームページ等を活用しながらごみの適正排出や本市の推進する施策への協力を要請していきます。

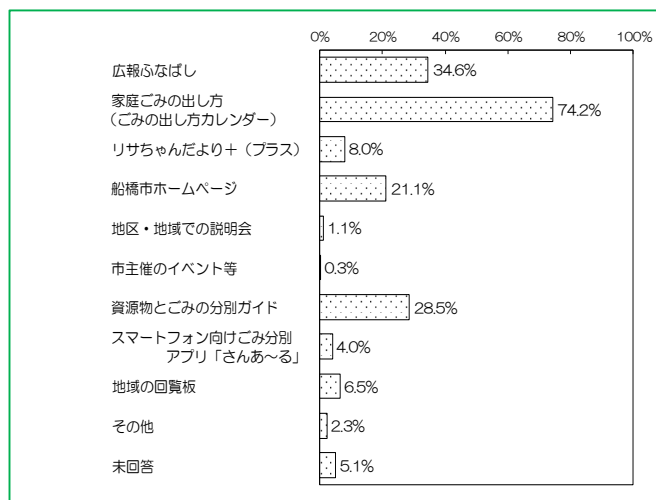


図2-3-1 ごみに関する情報の入手先
(令和2（2020）年度市民アンケート調査結果（P108）より抜粋)

<実施すべき取り組み>

①分かりやすい情報発信

- ・「家庭ごみの出し方・リサちゃんだより」、「ごみ分別アプリ「さんあ〜る」」、「リサちゃんだよりプラス」などによる分かりやすい情報発信

②多様な媒体での情報発信

- ・「広報ふなばし」や市ホームページ、デジタルサイネージ、SNSなど多様な媒体での情報発信

3.1.2 環境学習の推進 **重点**



SDGsの推進や循環型社会形成のための具体的な取り組みを進めていくためには、市民や事業者の理解と関心を高めることが重要であり、そのためには廃棄物の発生抑制及びその適正な処理を確保するための知識の普及や意識付けを図ることが必要となります。

特に次代を担う子どもたちや若年層への環境学習や啓発の推進は、ごみ減量や資源化へのきっかけや関心を高めることに繋がることから、若年層向けの啓発を新たに行うなど充実を図ります。

また、ごみ処理施設の見学会の実施や、環境教育に活用できるコンテンツを増やしていくことで、年代を問わず市民が環境学習に参加できる環境の構築に努めます。

<実施すべき取り組み>

①ごみの減量・資源化につながる環境学習の推進

- ・ごみ出し説明会や出前講座の実施など

②子ども向け環境学習の充実 ・小学生向けの出前授業の実施

③若年層への啓発 ・中高校生、大学生など若年層への啓発

④ごみ処理施設見学会の開催

⑤環境教育に活用できるコンテンツの充実



3.1.3 地域全体の環境美化の推進



船橋市廃棄物減量等推進員（通称：クリーン船橋 530 推進員）を任命し、市と推進員が協力して「クリーン船橋 530（ゴミゼロ）の日」（一斉清掃）等といった地域美化活動の推進や、地域3R推進活動、不法投棄防止活動を行っています。今後も研修会の実施等による推進員の育成や活動の推進に努めるほか、不法投棄防止については、広く市民からの情報提供も受け付けて、未然防止や早期発見に努めます。

<実施すべき取り組み>

①不法投棄防止活動の推進

- ・不法投棄防止パトロールなど

②530 推進員の育成

③地域清掃活動の推進





3.1.4 優良事業者の育成

模範的なごみの減量及び資源化に取り組む事業者を「ふな R 連携事業者」として認定し、市のホームページ等で紹介しています。

今後は、ふな R 連携事業者を増やしていくことに加え、一般廃棄物収集運搬業許可業者に対しての研修を実施して優良事業者の育成に努めます。

<実施すべき取り組み>

- ①ごみの減量及び資源化連携事業者認定制度の充実
- ②事業系一般廃棄物収集運搬業者の育成



3.1.5 市民サービスの向上

高齢化や障害によって、ごみ出しが困難な方に対し支援を行う「ふれあい収集」や粗大ごみの屋内からの運び出しを行う「クリーンサポート収集」を継続して実施します。また、粗大ごみ収集の利便性向上のためインターネットを活用した申し込み制度を検討します。

<実施すべき取り組み>

- ①ごみ出しが困難な方への支援
 - ・「ふれあい収集」や「クリーンサポート収集」など
- ②粗大ごみ受付システムの検討
 - ・インターネット等の活用

コラム：ふれあい収集

自らごみ収集ステーションにごみを出すことが困難であり、他の方からも支援を受けることができない状況にある高齢者や障害を持つ方の自宅まで、粗大ごみ以外のごみの収集を行う「ふれあい収集」を行っています。

今後も高齢化社会が進むなかで、安心してごみ出しができる環境を作ることは大変重要です。



ふれあい収集の様子

3.2 基本方針2




2Rのさらなる推進と環境負荷の低減を進めます

2Rとは、Reduce（リデュース：発生抑制）と Reuse（リユース：再使用）のことで、これに Recycle（リサイクル：再生利用）をあわせると3Rとなります。

ごみは一度発生してしまうと、資源として利用したとしても少なからず環境に負荷を生じさせてしまうため、まずは廃棄物を発生させないリデュースが重要となります。

近年問題になっている「海洋プラスチック（マイクロプラスチックによる海洋汚染）」などへの対策として国が策定した「プラスチック資源循環戦略」では、ワンウェイプラスチックの使用削減が挙げられています。また、食品ロスの発生抑制も、リデュースにおける重要な取り組みのひとつであり「食品ロス削減推進法」の施行など循環型社会形成への動きが進んでいます。

温室効果ガスの排出量を削減するためには、まずプラスチックをはじめとするごみの発生量そのものを減らし、最終的に焼却処理されるごみを減らしていくことが重要です。このため、リデュースとリユースの2Rをリサイクルに先立って推進し、天然資源の消費を抑制するとともに、環境負荷の低減を進めます。清掃工場でごみを焼却することで温室効果ガスが発生しますが、焼却によって得られる熱エネルギーを利用した廃棄物発電を行い、清掃工場で使用する電気を賄い、余った電気は売電することで、温室効果ガスの削減に寄与します。

Reduce (リデュース) 発生抑制	Reuse (リユース) 再使用	Recycle (リサイクル) 再生利用
出るごみを減らす (例)レジ袋をもらわないなど	そのまま使えるものは 何度も使う (例)修理して使うなど	分別してもう一度 資源として使う (例)雑がみの分別など
		



3.2.1 発生抑制行動の推進

ごみの減量や資源化を推進していくためには、市民・事業者・行政の各々が役割分担しながら協働していく必要があります。ごみの発生抑制行動の推進として、詰め替え商品の購入や、マイバッグ・マイボトルの利用、エシカル消費、リユースを推奨するほか、本市のリユース事業の可能性を検討していきます。また模範的なごみの減量や資源化に取り組む事業者を市民に紹介して、市民・事業者・行政の3者にとって有益な発生抑制行動の推進や仕組みの形成に努めます。

「家庭系可燃ごみの有料化」については、ごみ減量の動機付けとなるほか、費用負担の公平化を図ることができます。令和2（2020）年度に実施した市民アンケートでは、賛成は42.2%、反対は44.3%と同程度でしたが、平成28（2016）年度のアンケート結果と比較すると、賛成が8.4ポイント増加、反対が11.3ポイント減少しており、ごみの減量状況等を踏まえ、今後も引き続き有料化の必要性について検討します。また、粗大ごみ処理手数料について、費用負担の公平化のため、適正な手数料を検討します。

<実施すべき取り組み>

①リデュース（発生抑制）行動の推奨

- ・詰め替え商品の推奨、マイバッグ、マイボトル運動などの発生抑制行動の推奨
- ・『てまえどり』などエシカル消費の推奨

②リユース（再使用）の推奨

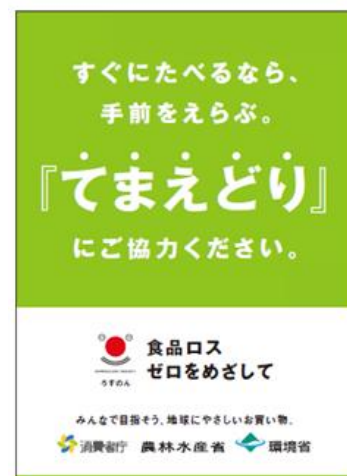
- ・リユースショップの利用などリユースの推奨

コラム：エシカル消費ってなに？

エシカル消費とは、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことで、消費者が社会的課題の解決を考慮し、課題に取り組む事業者を消費活動で応援することです。

マイボトルの利用や、すぐに食べるなら手前の商品を選ぶ『てまえどり』、食品ロスを削減することなどもエシカル消費に含まれます。

消費と社会のつながりを「自分のこと」として捉え、一人一人が思いやりを持った消費行動を心掛けることが世界の未来をより良いものに変えることに繋がります。





3.2.2 家庭系ごみの分別の推進

ごみの分別状況を把握するためにはごみ組成調査を継続的に実施していくことが重要です。調査結果より、紙類の分別がさらに必要なことから、雑がみ等の紙類の分別徹底を推進していきます。また前計画より検討を続けている家庭系剪定枝の資源化および地域への有価物回収ボックスの設置については、引き続き他市状況を踏まえ検討していきます。

また、電子タバコ等の二次電池使用製品を原因とする火災が全国のごみ処理施設で多発しており、本市でもごみ収集車の発火事故が発生しているため、二次電池使用製品を乾電池や蛍光灯と同様に分別することを検討します。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づくプラスチック製品の分別及び資源化について（28p参照）は、今後の国の動向を踏まえ検討を続けるほか、今後の高齢化率上昇とともに排出量の増加が予想される紙おむつの分別（31p参照）と資源化についても検討していきます。

- ＜実施すべき取り組み＞
- ①ごみ組成調査の実施
 - ②資源化できる紙類の分別
 - ③新たな分別と資源化の検討

コラム：海洋プラスチック問題

私たちが普段使用しているペットボトルやビニール袋などのプラスチック製品は、ポイ捨てなどにより風で飛ばされると、川や海に流れ出てしまいます。プラスチックは自然界で分解されにくいいため、海洋生物などがエサと間違えて食べるなど生態系に悪影響を及ぼします。

私たちにできること

- ・使い捨てプラスチックを減らす
（マイバック・マイボトルの利用など）
- ・ごみ出しの日時を守る
（カラスなどにごみを荒らされない）



一人ひとりの心がけで、海洋プラスチックを減らしていきましょう！

3.2.3 事業系ごみの適正排出と分別の推進

本市においては、事業系ごみのごみ総排出量の約3割を占めており、県内でも多い排出量となっていることから、事業系ごみの発生抑制は本市のごみ削減において非常に重要です。

事業活動で生じる事業系ごみについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例」により、事業者自らの責任で適正な処理を行うことが規定されていますが、ごみ組成調査結果をみると、特に資源化できる紙類が可燃ごみとして排出されている状況がうかがえることから、今後も事業者に対してごみの分別徹底を指導していきます。

また、ごみ処理施設においては定期的にピット前における展開検査を実施し、違反物の搬入を防止するとともに、分別が不十分であったり、資源化できる紙類などがあった場合には事業者に対して適切な指導を実施します。

さらに、小規模事業者向けの指定ごみ袋制度の検討や近隣他市の状況も踏まえた事業系ごみの処理手数料の見直し等により、事業系ごみの発生抑制に努めます。

<実施すべき取り組み>

- ①事業系一般廃棄物の適正排出及び分別指導の徹底
- ②ピット前検査の強化

3.2.4 廃棄物施設を利用した環境負荷の低減

ごみの焼却処理過程で発生する熱を利用して発電を行い、施設内で使用した後に余った電力については売電を行っています。今後は電力の自己託送などにより廃棄物エネルギーの地産地消を推進し、環境負荷の低減に努めます。

＜実施すべき取り組み＞

①廃棄物エネルギーの利活用の推進

コラム：余熱利用施設 ふなばしメグspa

ふなばしメグspaは、北部清掃工場から発生する熱エネルギーを利用した余熱利用施設で、施設内には大浴場、歩行浴プール、軽運動室、食堂、産地コーナー等が設置されています。

健康の保持増進や交流の場として、様々なイベントやプログラムを開催しており、広く市民に親しまれています。



左：歩行浴プール 右：浴場

3.2.5 食品ロスの削減推進

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことで、日本では、平成 30 (2018) 年度推計で、年間約 600 万トンの食品ロスが発生しています。

世界では人口が急増し、深刻な飢えや栄養不良の問題が存在する中、大量の食品が廃棄されているのが現状であり、食品ロスの削減は世界における重要な課題となっています。このような状況を踏まえ、本市は食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロスの削減に努めていきます。詳細については「第 4 節 食品ロス削減推進計画」に掲載します。

<実施すべき取り組み>

①食品ロス削減推進計画の取り組み推進

(第 4 節 食品ロス削減推進計画 P62~P66)

コラム：生ごみの水切りをしましょう！

家庭から出る可燃ごみのうち約 30%は生ごみです。

生ごみの水分は悪臭を発生させるほか、カラスや猫にごみ袋を荒らされたり、ごみ収集ステーションが汚れる原因にもなります。生ごみを捨てる前はギュッとしばって水切りをお願いします。



3.3 基本方針3

安全で安定した廃棄物の収集運搬及び処理体制を推進します

廃棄物の処理は、生活環境の保全、公衆衛生の向上に欠かせないため、安全で安定した廃棄物の収集運搬及び処理体制を推進していきます。

平時における法令等に基づいた適正な処理体制の確保はもとより、大規模災害時の施設運営や災害廃棄物の処理体制の構築を図ります。また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症拡大時においても、感染拡大防止策を講じるなどにより、安全で安定した収集運搬及び処理体制の維持に努めます。

施設の老朽化により、清掃工場の建て替えを進めておりましたが、平成 29（2017）年度には北部清掃工場が、令和 2（2020）年度には南部清掃工場が稼働しました。

新しい清掃工場では高効率の発電設備による廃棄物発電を行い、発電した電力は場内利用するほか、余剰電力は売却しています。また、南部清掃工場は、津波一時避難施設としての機能を確保し、重要となる電気設備を2階以上に配置するなど津波対策を実施しています。

コラム：災害に備えて

令和元（2019）年の台風 15 号、19 号では、本市においても家屋が壊れたり、街路樹が折れるなど多くの被害が発生しました。

また、「千葉県北西部直下地震マグニチュード 7.3（想定ケース 冬 18 時、風速 8m/s）」では、市全体では災害廃棄物発生量は最大約 313 万 t と想定されています。

災害は、いつ起きるか分かりませんが、災害時にどのようにごみを出せばよいかを事前に確認することで、正しいごみの排出方法がわかり、迅速な復旧復興につながることから、市では「災害時のごみ出しガイド」を作成し全戸配布したほか、災害廃棄物仮置場の開設訓練等を実施し、災害に備えています。



災害訓練の様子



3.3.1 効率的で安定した収集運搬体制の構築

災害廃棄物の処理は市町村が処理責任を有していますが、災害時における生活ごみの収集運搬も欠かすことはできません。本市は、「災害廃棄物対策指針」、「千葉県災害廃棄物処理計画」等を踏まえた「災害廃棄物処理計画」を令和2（2020）年3月に策定しました。今後は、災害に備えた収集運搬シミュレーションを実施し、災害時における安定した収集運搬体制の確保を前提に家庭系可燃ごみの収集運搬の委託化について検討します。

また、処理体制を踏まえた収集区域の適正化のほか、家庭系可燃ごみの戸別収集については、他市状況を注視するとともに、有料化も含め、その可能性についても検討します。

＜実施すべき取り組み＞

①効率的で安定した収集運搬体制の構築

- ・災害に備えた収集運搬シミュレーションの実施
- ・委託化を踏まえた安定した収集運搬体制の確保
- ・処理体制を踏まえた収集区域の適正化
- ・家庭系可燃ごみの戸別収集の検討



3.3.2 施設の適正な運営と維持管理の継続

本市では、平成25（2013）年度から西浦資源リサイクル施設が、平成29（2017）年度から北部清掃工場が、令和2（2020）年度から南部清掃工場が稼働しています。これらの施設はDBO（Design、Build、Operate：公設民営方式）事業によって運営・維持管理がされており、今後も継続して適切な運営・維持管理が実施されていることを確認します。

また、上記の一般廃棄物処理施設について、順次中長期整備計画を策定し、必要に応じて延命化計画を策定するほか、市職員に対し廃棄物処理に関する研修を実施し、施設の適正な運営と維持管理を継続して実施していきます。

＜実施すべき取り組み＞

- ①一般廃棄物処理施設の適正な運営
 - ・廃棄物処理に関する研修の実施など
- ②一般廃棄物処理施設維持管理
 - ・各施設の中長期整備計画の策定



3.3.3 災害時における廃棄物処理体制の構築

災害廃棄物は生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、市が円滑かつ迅速に処理しなければならないとされています。

本市は、「災害廃棄物対策指針」、「千葉県災害廃棄物処理計画」等を踏まえた「災害廃棄物処理計画」を令和2（2020）年3月に策定しています。今後は計画の実効性の確保のため、災害対応研修や訓練を継続的に実施するほか、清掃工場内に電気自動車用電力供給ステーションの設置を検討します。

新型コロナウイルス感染症が感染拡大する状況においては、『廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン』（令和2（2020）年9月）で示された市町村が取るべき措置等の内容を踏まえ、安全で安定した廃棄物の適正処理を行うことが重要となります。新型コロナウイルス感染症にとどまらず、その他の多様な感染症等が発生した場合においても、廃棄物処理体制への影響を把握し、これまでの知見を活かした拡大防止策を講じ、安全で安定した収集運搬及び処理体制の維持に努めます。

＜実施すべき取り組み＞

- ①災害時における廃棄物処理体制の構築
 - ・災害対応研修および訓練の実施など
 - ・清掃工場内への電気自動車用電力供給ステーションの設置検討

わたしもできる！7つの取り組み ～ごみを減らそう チャレンジ7～

ごみを減らすために、誰でも簡単にできる7つの取り組みを紹介します。
まずは、身近なことから始めてみましょう。

1. 雑がみは有価物回収に出しましょう！

有価物としてリサイクルできる雑がみ（お菓子の箱・トイレトーパーの芯・ワイシャツの台紙など）が、可燃ごみとして捨てられています。雑がみは紙袋に入れて紐でしばり、有価物回収の日に出しましょう。



2. マイバッグ、マイボトル、マイ箸を使いましょう！

マイバッグ、マイボトル、マイ箸を持ち歩くことを習慣として取り入れましょう。使い捨てになってしまうものを使わないようにして、ごみの発生量を減らしましょう。



3. リユース（再使用）しましょう！

まだ使えるものはリユース（再使用）できないか考えてみましょう。
友人同士などで譲り合うほか、リユースショップやアプリも活用してみましょう。「もったいない」気持ちを大切に、修理して使うのもいいですね。



4. 買い物の前に冷蔵庫の中身を確認しましょう！

買い物の前に冷蔵庫の中の食材を確認し、買い過ぎに注意しましょう。
また、消費期限が切れそうな食品がないか確認し、食品を無駄にしないようにしましょう。



5. すぐに使う食材は「てまえどり」しましょう！

すぐに使う予定の食材は、賞味期限や消費期限の長い商品を選択するのではなく、お店の食品棚の手前から取ることで食品ロスが減らせます。食品の「てまえどり」にご協力ください。



6. 外食の食べ残しをなくしましょう！

宴会などでは最初の30分と最後の10分は食事に集中し、食べ残しを減らしましょう。小盛りを頼んだり、お店の方に確認して持ち帰りも利用しましょう。



7. 余った食材は寄付をお願いします！

フードバンクとは、賞味期限前の未利用食品を個人や団体などから引き取り、子ども食堂や子育て家庭など、食料を必要としている人へ届ける団体です。買いすぎた食材や贈答品などで、食べきれずに家で眠っている賞味期限前の未利用食品は、フードバンクなどへの寄付をお願いします。

